

後期高齢者医療と介護サービスの負担額が高額となったとき 合算額が一定額を超えた分の医療費を支給します

令和6年8月から令和7年7月ま

での1年間に利用した医療費などが対象です。対象者には、後期高齢者医療広域連合から申請書を送ります。(2月下旬頃)

●申請方法

◇窓口◇郵送
※申請内容で確認が必要な場合があります。連絡先には、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

●支給方法

口座振込
※申請してから振り込みまで、半年程度かかります。

●問い合わせ先

国保年金課医療担当

☎(580)1847

申請を忘れていませんか？ 50歳～64歳の带状疱疹予防接種の費用の一部を助成します

「带状疱疹」は、子どもの頃にかかった水ぼうそう(水痘)の原因である「水痘・带状疱疹ウイルス」が引き起こす病気です。過労やストレスなどによる免疫力低下などが原因で発症し、50歳以上から発症率が高くなると言われています。

50歳(接種日年齢)から64歳(年度末年齢)までの市民を対象に、带状疱疹予防接種(任意接種)の費用の一部を助成します。

●申請と問い合わせ先

健康課感染症対策担当(すこやか交流プラザ内) ☎78160932 瓦田4・2・1 すこやか交流プラザ内

☎(501)2222



高額医療・高額介護合算制度の利用者自己負担限度額 (令和6年8月～令和7年7月分)

所得区分 (課税所得)	後期高齢者医療保険 (75歳以上) +介護保険	負担割合
現役並み所得Ⅲ (690万円以上)	212万円	3割
現役並み所得Ⅱ (380万円以上)	141万円	
現役並み所得Ⅰ (145万円以上)	67万円	
一般Ⅱ (145万円未満)	56万円	2割
一般Ⅰ (145万円未満)		
住民税非課税世帯 区分Ⅱ	31万円	1割
住民税非課税世帯 区分Ⅰ	19万円*	

- ◇現役並み所得 医療費の一部負担割合が3割の人
- ◇区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに当てはまらない人
- ◇区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の人
- ◇一般Ⅰ、一般Ⅱ 上記以外の人

※区分Ⅰの世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は表の自己負担限度額で計算し、介護保険からの支給は、世帯で31万円です。

●対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日(火)に接種したものの(令和7年度分)

●申請期限 3月31日(火)(必着)

※遅れる場合は、必ず健康課(すこやか交流プラザ)へ事前に連絡してください。

※詳しくは、市ホームページを確認してください。



市ホームページ